

○美浜町木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱

平成17年10月12日

告示第31号

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者が耐震診断及び補強プランの作成を行うに当たり、本町が予算の範囲内において耐震診断士等を派遣して支援することにより、木造住宅の耐震化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による自ら居住するため所有する一戸建て木造住宅（併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているもの）で3階建て以下のものをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づいて行う耐震診断をいう。
- (3) 補強プラン 耐震診断の結果に基づき、具体的な補強方法及び概算の経費について提案を行う簡易な補強計画をいう。
- (4) 耐震診断（伝統耐震診断法） 地盤及び建物の固有周期、共振性能係数及び最大振幅応答倍率を計測し、及び解析して行う耐震診断をいう。
- (5) 補強プラン（伝統耐震診断法） 耐震診断（伝統耐震診断法）の結果に基づき、具体的な補強方法及び概算の経費について提案を行う補強計画をいう。
- (6) 古民家鑑定 古民家の構造体及び仕上の劣化状況、現況等を調査し、古民家の耐久性及び価値を鑑定することをいう。
- (7) 古民家床下状況調査 シロアリをはじめとする害虫の被害の有無、劣化具合等、古民家の床下状況を調査することをいう。
- (8) 耐震診断士等 耐震診断士（福井県木造住宅耐震診断士登録制度要綱の規定により福井県知事から登録を受けた者をいう。）、伝統耐震診断士（耐震診断（伝統耐震診

断法) 及び補強プラン(伝統耐震診断法)の作成を行う能力を有する者をいう。)、古民家鑑定士(古民家鑑定を行う能力を有する者をいう。) 及び古民家床下診断士(古民家床下状況調査を行う能力を有する者をいう。) をいう。

(9) 耐震診断等 耐震診断、補強プラン、耐震診断(伝統耐震診断法)、補強プラン(伝統耐震診断法)、古民家鑑定及び古民家床下状況調査をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断等の対象となる住宅は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 耐震診断及び補強プランについては、木造住宅とする。

(2) 耐震診断(伝統耐震診断法)、補強プラン(伝統耐震診断法)、古民家鑑定及び古民家床下状況調査については、伝統的構法により建てられ、かつ、建設後50年を経過した木造住宅とする。

(申込者の要件)

第4条 耐震診断等を申し込むことができる者は、当該木造住宅に居住し、又は耐震診断若しくは耐震改修後に居住を開始する個人所有者で、町税等に滞納がないものとする。ただし、平成22年度以前にこの要綱に基づく耐震診断のみを行った場合を除き、過去にこの要綱等に基づく同一種類の耐震診断等を行った木造住宅の所有者は、当該木造住宅について耐震診断等を申し込むことはできない。

2 前項ただし書の規定は、過去にこの要綱等に基づく耐震診断のみを行った者が、補強プランの作成を申し込む場合は、適用しない。

(耐震診断等の申込み等)

第5条 耐震診断等の申込みをしようとする者は、美浜町木造住宅耐震診断等促進事業申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 耐震診断の申込みは、補強プランの作成と併せて申し込まなければならない。ただし、町長がやむを得ないとして認めた場合は、この限りでない。

3 耐震診断(伝統耐震診断法)の申込みは、補強プラン(伝統耐震診断法)の作成、古民家鑑定及び古民家床下状況調査と併せて申し込まなければならない。ただし、町長がやむを得ないとして認めた場合は、この限りでない。

4 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上又はこれと同等以上の耐震性能を有する場合は、補強プランの作成は行わないものとする。

(耐震診断士等の派遣)

第6条 町長は、前条第1項の申込書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、美浜町木造住宅耐震診断等促進事業耐震診断士等派遣決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知書の内容に変更が生じた場合は、当該通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第7条 前条第1項の通知を受けた者（以下「対象者」という。）が耐震診断士の派遣を辞退する場合は、速やかに美浜町木造住宅耐震診断等促進事業辞退届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(派遣の取消し)

第8条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断士等の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正行為により耐震診断士の派遣を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により耐震診断士の派遣を取り消した場合において、当該取消しに係る耐震診断等を既に実施しているときは、期限を定めて、その派遣に要した費用の賠償を命じることができる。

(派遣に要する費用等)

第9条 木造住宅について、耐震診断士等の派遣に要する費用（以下「派遣費用」という。）及びその負担額は、1戸当たり消費税及び地方消費税相当額を含め、次に掲げるとおりとする。

区分		派遣費用	町負担額	対象者負担額
耐震診断	対象住宅の延床面積が 170㎡以下かつ図面 有りの場合	67,000 円	62,000 円	5,000 円
	対象住宅の延床面積が 170㎡超えかつ図面 有りの場合	77,000 円	72,000 円	5,000 円
	対象住宅の延床面積が 170㎡以下かつ図面	89,000 円	84,000 円	5,000 円

	無しの場合			
	対象住宅の延床面積が 170㎡超えかつ図面 無しの場合	99,000 円	94,000 円	5,000 円
補強プラン の作成	対象住宅の延床面積が 170㎡以下かつ図面 有りの場合	67,000 円	62,000 円	5,000 円
	対象住宅の延床面積が 170㎡超えかつ図面 有りの場合	77,000 円	72,000 円	5,000 円
	対象住宅の延床面積が 170㎡以下かつ図面 無しの場合	89,000 円	84,000 円	5,000 円
	対象住宅の延床面積が 170㎡超えかつ図面 無しの場合	99,000 円	94,000 円	5,000 円
耐震診断（伝統耐震診断法）		220,000 円	198,000 円	22,000 円
補強プラン（伝統耐震診断法）の作成		110,000 円	99,000 円	11,000 円
古民家鑑定		165,000 円	148,500 円	16,500 円
古民家床下状況調査		121,000 円	108,900 円	12,100 円

（耐震診断士等の守秘義務等）

第10条 耐震診断士等は、耐震診断等に関し職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 耐震診断士等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 耐震診断等に関し、対象者から前条に規定する負担費用以外の金銭を受け取ること。
- (2) 対象者に対し、不必要な改修等を勧めること。
- (3) その他耐震診断士等としてふさわしくない行為を行うこと。

（個人情報の利用目的）

第11条 町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月20日告示第54号）

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

附 則（平成21年5月25日告示第36号）

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成25年8月6日告示第39号）

この要綱は、平成25年8月6日から施行する。

附 則（平成26年6月1日告示第18号）

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日告示第65—3号）

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

附 則（令和3年6月1日告示第40号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の美浜町木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みのあった耐震診断等について適用し、施行日前に申込みのあった耐震診断等については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日告示第68号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第61号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

美浜町長 様

〒 —

住所

ふりがな

申込者氏 名

電話番号 — —

美浜町木造住宅耐震診断等促進事業申込書

標記事業による木造住宅の耐震診断等を受けたいので、美浜町木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

申 込 希 望 (いずれかに○を付けてください。)	1 耐震診断及び補強プランの作成
	2 補強プランの作成
	3 耐震診断（伝統耐震診断法）、補強プラン（伝統耐震診断法）の作成、古民家鑑定及び古民家床下状況調査

(注) 「2」を選択することができるのは、過去に耐震診断を行っている場合のみです。

対象住宅の概要	所在地	
	工 法	1 在来軸組構法 2 伝統的構法 3 枠組壁工法
	延 床 面 積	1 階： m ² 3 階： m ² 2 階： m ² 合計： m ²
	建 築 年 月	年 月
耐 震 診 断 士 等 の 派 遣 希 望 日 時	(第1希望) 年 月 日 時 (第2希望) 年 月 日 時	
図 面 の 有 無	有 無	
「2」のみの場合 (過去に耐震診断を行っている場合)	過去の耐震診断士派遣決定 通知書の番号及び年月日	第 年 月 日

【添付書類】

- ①住宅位置図
- ②固定資産評価証明書(家屋)等（住宅の所有者及び建築年月並びに床面積が確認できる書類）
- ③同意書
- ④誓約書（耐震診断後又は耐震改修後に居住を開始する場合）
- ⑤図面（平面図で寸法、筋交い等の位置が記載されている図面）
- ※申込希望が「2」の場合は、上記②に替えて、過去にこの要綱等に基づき行った耐震診断の報告書等の写しを添付すること。

【対象住宅】

- 申込希望が「1」又は「2」の場合
 - ・在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による一戸建ての木造住宅
 - ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅で、一般診断法の耐震診断のみを平成22年度以前に行った場合を除き、過去に本事業等を利用したことのない住宅
- 申込希望が「3」の場合
 - ・伝統的構法による一戸建て住宅、かつ建設後50年が経過した木造住宅

同 意 書

美浜町木造住宅耐震診断等促進事業の申請に当たり、美浜町に提供した個人情報については、美浜町木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱第11条の規定に基づき、申請に係る事務処理に利用するほか、アンケート等の調査に利用することに同意します。

また、同一の補助対象に対し、他の補助金を受けていないかを調査するために、利用し、又は国及び福井県へ提供することに同意します。

年 月 日

美浜町長 様

住 所 _____
氏 名 _____

誓 約 書

私は、美浜町木造住宅耐震診断等促進事業の耐震診断等を申し込むに当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 耐震診断等又は耐震改修後速やかに居住を開始します。

居住開始予定日： 年 月 日

- 2 居住開始後に住民票を提出します。

年 月 日

美浜町長 様

住 所

氏 名

印

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

美浜町長



美浜町木造住宅耐震診断等促進事業耐震診断士等派遣決定通知書

さきに申込みのあった美浜町木造住宅耐震診断等促進事業について、下記のとおり耐震診断士等の派遣の決定をしましたので、美浜町木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 派遣される耐震診断士等の業務の内容
 - ・耐震診断及び補強プランの作成
 - ・補強プランの作成
 - ・耐震診断（伝統耐震診断法）、補強プラン（伝統耐震診断法）の作成、古民家鑑定及び古民家床下状況調査
- 2 派遣される耐震診断士等
氏名
連絡先
耐震診断士等登録番号
- 3 耐震診断の予定日時
- 4 耐震診断士等派遣業務受託機関
（派遣に関する問合せ・連絡先）

- ※1 耐震診断士等が派遣される際には、必ず立会いをお願いします。
- ※2 建物の図面等がありましたら、立会い時に準備をお願いします。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

美浜町長 様

〒	—
住 所	_____
ふりがな	_____
氏 名	_____
電話番号	— — _____

美浜町木造住宅耐震診断等促進事業辞退届

年 月 日付け 第 号で通知のあった耐震診断士等の派遣について、下記により辞退したいので、美浜町木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱第7条の規定に基づき、辞退届を提出します。

記

- 1 辞退する業務の内容
- ・耐震診断及び補強プランの作成
 - ・補強プランの作成
 - ・耐震診断（伝統耐震診断法）、補強プラン（伝統耐震診断法）の作成、古民家鑑定及び古民家床下状況調査
- 2 辞退する理由